

令和5年1月

## 小型航空機（ヘリコプター等）の利用に注意！

先般、ヘリコプター運航中に事故を起こし、死傷者が出る事案が発生しました。そのヘリコプターの運航者等は、航空法違反の疑い（無許可で航空機を使用し繰り返し有料送迎）で逮捕されました。

航空機を使用して事業を行うためには、大きな危険を伴うことなどの観点から、航空法に基づく許可を受ける必要があります。現在、東京・大阪両航空局では69社（参考1）に対して航空機を使用した事業（航空運送事業、航空機使用事業）の許可をしております。

なお、航空法を遵守せずに事業を行う運航者等は、輸送上の安全確保にも大きな懸念があることから、関係者に対し広く啓発を行っているところで（参考2）。

（参考1） [航空運送事業者・航空機使用事業者一覧](#)

（参考2） [関係者あて啓発](#)

下記のような相談等ございましたら、以下のあて先へご連絡頂きますようお願い致します

- ・許可が必要な運航か確認したいとき
- ・許可が必要となる運航をしている疑いのある者を知り得たとき

**【相談・通報連絡先】**

○東京航空局総務部航空振興課（東日本エリア）

電話：03-5275-9315

○大阪航空局総務部航空振興課（西日本エリア）

電話：06-6937-2703